

⑨原稿等

すべて編集・打ち直し作業あり。
（見本を参照）
打ち直し、イラスト描き起こし

〈内容〉

内 容	色	
①見返の次ページ (特別手帳のみ)		団体名について協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
①奈良県のシンボル	カラー1ページ	写真6点は協会が提供。
②奈良県行政区画図	カラー1ページ	業者が用意。面積・人口等のデータについては、協会が用意するデータを業者が編集する。
③2026・2027年のカレンダー	2色	業者が用意。
④祝日、二十四節気、雑節		協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
⑤広告	カラー1ページ	協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
⑥県民手帳歴史	カラー4ページ	協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。 写真は協会が提供。
⑦うまいもの	カラー2ページ	協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。 写真は協会が提供。
⑧地場産業	カラー2ページ	協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。 写真は協会が提供。
⑨世界遺産	カラー2ページ	協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。 写真は協会が提供。
⑩予定表、日記編	2色	業者が用意。天気マーク・記念日等のデータは協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
⑪メモ		業者が用意。
⑫広告	カラー1ページ	協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
⑬資料編(統計・名簿)		協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
⑭市町村紹介		協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。 内容にQRコードあり。
⑭資料編(便覧)		協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
⑯住所録		業者が用意。又は協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
⑰ひかえ		協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
⑱近鉄電車&JRの路線図		協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
⑲暮らしの電話番号 ・時刻表等		協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
⑳プレゼント企画		協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。
㉑東京・大阪地下鉄路線図	カラー3ページ	業者が用意。
㉒広告	カラー4ページ	協会が用意する手書き原稿を業者が編集する。

※内容について、変更することがある。

⑩校正 文字校正2回、色校正1回

⑪発注者 奈良県統計協会（奈良県総務部知事公室政策推進課内）
担当：出丸 tel 0742-27-8439

- ⑫納期 統計協会納品分 令和7年9月25日(木) (厳守)
(その他の納品場所については、令和7年9月25日(木)に発送すること。)
- ⑬納品場所
- ・ 奈良県統計協会(奈良県総務部知事公室政策推進課内)
別途指示する場所
 - ・ 県内約39市町村統計主管課
 - ・ 特別手帳
大和高田市まち振興課内
大和高田市町総代連合会 140冊(予定)
 - ・ 委託販売店約60店舗(県内、木津川市)
※ 奈良県内事業所から委託販売店・市町村役場への配送は、当協会指定の重量区分けにより、当協会より支給の伝票にて配送すること。
(送料は当協会が負担する。)

- ⑭契約金額の支払い時期について
支払いについては原則として、契約金額の五分の三(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)を12月中旬に支払い、残りの金額を3月中旬に支払う。

- ⑮その他
- ・ 原稿は、契約締結日以降、順次渡す。
 - ・ すべての手帳に、この仕様書内「(2)奈良県民手帳書店販売用帯」を付して奈良県統計協会及び委託販売店に納品すること。(納品場所は別途指示します。)
 - ・ 特別手帳については、表紙の色及び発注数を変更する場合がある。
 - ・ 資料編については、文字のフォントをユニバーサルデザイン書体(UDフォント)とし、視認性に配慮すること。
 - ・ 落札後は担当と十分打ち合わせを行い、印刷スケジュールをすみやかに提示すること。また、校了時期は7月中旬以降で調整すること。
 - ・ 見本を必ず確認すること。

(2) 奈良県民手帳書店販売用帯

- ① 品名 奈良県民手帳書店販売用帯
- ② 部数 9,800冊 (すほう用4,600冊 黒用5,200冊)
- ③ 紙質 別添見本のとおり
- ④ サイズ 横55mm×縦290mm
- ⑤ 色数 4色カラー
- ⑥ 原稿 打ち直し
- ⑦ デザイン・内容
別添見本より一部内容を変更予定
指定のJANシンボルを印刷する。
JIS規格(規格番号X0507)に定められているサイズ・品質に適合していること。
- ⑧ 校正 文字校正1回 色校正1回
- ⑨ 発注者 前記 「(1)奈良県民手帳」に同じ
- ⑩ 納期 前記 「(1)奈良県民手帳」に同じ
- ⑪ 納品場所 奈良県統計協会及び委託販売店
ただし、奈良県民手帳に装着して納品すること。

(3) 奈良県民手帳データ

- ①品名 奈良県民手帳データ

- ②部 数 1 部
- ③仕様 CD-ROM
2026 年版奈良県民手帳の掲載内容(カレンダー部を除く)の P D F データ
(内部資料として利用するため、編集不可能に変換したもの)
P D F 納品経費は、入札金額に含めること。
- ④納期 令和 7 年 9 月 2 5 日 (木)
- ⑤納品場所 奈良県統計協会 (奈良県総務部知事公室政策推進課内)

(4) 奈良県民手帳広告用デジタルサイネージ画像の作成

- ①品名 奈良県民手帳広告用デジタルサイネージ画像
- ②サイズ 1,920×1,080Pixel (JPEG にて保存)
- ④ 色数 4 色カラー
- ⑤ 原稿 打ち直し
- ⑥ デザイン・内容
別添見本(昨年版)を参考に 2026 年版販売促進用を作成する。
街頭の 100 インチ等のモニターにて 10 秒間放映するもの。通行中の人など
が見るものなので、100 インチのモニターでにじみ等の出ないフォント・サ
イズにすること。また、10 秒間で内容の読み取れるフォント・サイズにす
ること。
- ⑦ 校正 文字校正 1 回 色校正 1 回
(ア)発注者 前記 「(1) 奈良県民手帳」に同じ
(イ)納期 令和 7 年 8 月 5 日 (火)
- ⑧ 納品場所 奈良県統計協会 (奈良県総務部知事公室政策推進課内)

5. その他

- (1) 成果物に係るすべての著作権は奈良県統計協会に帰属するものとします。
著作権譲渡に関する経費は、入札金額に含めてください。
- (2) 個人情報扱う際には、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 別記 1 「個人情報取扱特記事項」の再委託の基本的な考え方は以下の通りとします。
 - ① 業務の全部を第三者に委託すること(一括再委託)は禁止します。
 - ② 委託業務における主要な部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等)の再委託は禁止します。
 - ③ 業務の一部再委託は、その再委託内容が、委託業務における主要な部分でなく、再委託することに合理的理由があると判断できる場合は承認するものとします。
 - ④ 契約の相手方は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととします。
- (4) 奈良県民手帳作成業務は、2026 年版の作成をもって終了予定です。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県統計協会」を、「乙」は「受託者」をいう。